



～「美しい景観のくに、北海道」をめざして～

良好な景観の形成に関する基本構想

北海道景観形成ビジョン を策定しました。

「北海道景観形成ビジョン」とは

本ビジョンは、北海道景観条例第7条に基づき、「良好な景観」を形成するための施策を総合的かつ計画的に推進するために定めたものです。

「良好な景観」の形成とは

一人ひとりが自分達の住んでいる土地にどのような景観があるのか「気づき」、
地域の人々が協働により「守り」、「育て」、
そして景観を損なうものは修繕や除却して「整えて」、
将来にわたって引き継いでいくことです。

上富良野町 かみふらの八景 「旭野やまびこ高地」

○重点的な取組

道庁内の関係部局の施策と連携を強化し、市町村や道民などに

「景観」に関する支援、普及啓発、そして情報発信を積極的に行い、

地域における景観の価値への「気づき」を促して関心を高め、
北海道内における協働・連携を促進していきます。

ホームページアドレス

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/mdr/keikanvision.htm>

北海道景観形成ビジョン

で

検索



QRコードでも検索できます

良好な景観を形成するための基本方針

基本方針1 関連施策等との連携によりめざす良好な景観づくり

観光や食、観光や暮らしなど、市内におけるさまざまな関連施策等との連携を強化して、市町村や道民等に景観に関する支援、普及啓発や情報発信します。

景観への「気づき」を促し、市町村や道民等との連携・協働の強化

観光地や生産地等の魅力が高まります。



『赤レンガ庁舎』

基本方針2 一体性と連続性のある広域景観づくり

複数の市町村が、市町村界を越えた広域景観づくりに取り組むための体制づくりの支援や情報発信を強化します。

市町村が景観を共有する共同体として連携

地域の魅力が高まり、商業や観光などの活性化等が図られる効果が期待されます。



『後志総合振興局管内7町村が良好な景観資源として共有する羊蹄山』

基本方針3 地域固有の多様な景観づくり

各地域の特性や取組の状況にあわせて、地域の特性を活かした景観づくりが行えるように、市町村を支援します。

地域固有の多様な景観に「気づき」、景観づくりへの関心が向上

地域で独自のルールを定め、地域の主体的な活動の充実が図られます。



『第8回北海道景観行政団体等連携会議兼景観行政セミナー開催の様子』

基本方針4 道民との協働によりめざす良好な景観づくり

身近な景観を楽しみ、学ぶ機会を充実させるために、フットパスやまち歩き、景観セミナーなどの開催を支援します。

景観づくりの大切さや楽しさへの「気づき」の機会が充実

景観の意識が高まり、景観保全に向けての活動が活性化していきます。



『小学校にて景観ワークショップ開催の様子』

【問い合わせ先】 北海道建設部まちづくり局都市計画課 基本計画・景観グループ
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
TEL 011-204-5563 (ダイヤルイン)